

## 主伐・再造林一貫作業実施業務（古和田事業地）仕様書

### 第1 総則

1. 本仕様書は、「主伐・再造林一貫作業実施業務（古和田事業地）」に適用する。
2. 受託者は京都府林業振興課担当職員（以下「担当職員」という。）と常に密接な連絡をとり、本業務を誠実に実施するものとし、各種法規、京都府会計規則、委託契約書及び本仕様書を遵守しなければならない。
3. 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議するものとする。
4. 関係法令の遵守及び手続きについては、以下のとおりとする。
  - ア 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、必要な許認可・届出等の手続きを自らの責任で行わなければならない。ただし、森林法第34条1項の規定による保安林内立木伐採許可については、令和8年3月31日までを期間として府において許可を取得済みである。
  - イ 関係法令に基づく手続きが完了した場合、受託者は速やかに発注者へ報告し、必要に応じて証明書類を提出すること。
  - ウ 発注者が手続きを行う必要がある場合は、担当職員と協議するものとする。
  - エ 関係し得る法令を次に例示する。ただし、これらに限られるものではなく、業務内容や実施場所等に応じて関係法令を確認すること。

区域の種類	法令の名称 (一部略称)	規制対象行為	所管機関
・保安林	・森林法	・立木の伐採 ・土地の形質の変更 等	・都道府県
・道路	・道路法	・道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物 等	・国土交通省 ・都道府県 ・市町村
・道路	・道路交通法	・道路の使用 等	・警察署
・河川	・河川法	・土地の占用 ・工作物の新築 等	・国土交通省 ・都道府県 ・市町村
・法定外公共物	・市町村条例	・工作物、物件の設置 等	・市町村
・砂防指定地	・砂防法	・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	・都道府県

・ぼた山崩壊防止区域 ・地すべり防止区域	・地すべり等防止法	・木竹の伐採 ・樹根の採取 等	・都道府県
・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地防止法	・木竹の伐採 ・切土、盛土 等	・都道府県
・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法	・特定開発行為	・都道府県
・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	・盛土規制法	・盛土、切土 ・一時的な土石の堆積	・都道府県 ・政令市 ・中核市
・国立公園、国定公園、都道府県立自然公園（特別保護地区、第1～3種特別地域）	・自然公園法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・地形の形状の変更 等	・環境省 ・都道府県
・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地域） ・都道府県自然環境保全地域（特別地域）	・自然環境保全法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・地形の形状の変更 等	・環境省 ・都道府県
・鳥獣保護区（特別保護地区）	・鳥獣保護法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 等	・環境省 ・都道府県
・都市計画区風致地区	・都市計画法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・地形の形状の変更 等	・都道府県
・特別母樹林	・林業種苗法	・樹木の伐採	・農林水産省
・史跡名勝天然記念物	・文化財保護法	・史跡名勝天然記念物の現状変更	・文化庁
・特別緑地保全地区	・都市緑地法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・地形の形状の変更 等	・都道府県

・生息地等保護区 (管理地区)	・野生動植物種保存法	・工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・地形の形状の変更 等	・環境省
・漁業法に基づく制限林	・漁業法	・木竹、土石の除去	・都道府県

5. 受託者は、本業務に着手したときは、委託業務着手届（別記第1号様式）及び経費内訳書及び工程表（別記第2号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
6. 受託者は、本業務が完了したときは、直ちに委託業務完了報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。
7. 本業務の実施にあたり、森林火災、災害の防止に万全を期すこと。
8. 本業務は、別添平面図に示す区域で実施する。

## 第2 事業内容

1. 本業務における事業の内容は以下のとおりとする。

実施内容	数量	備 考
一貫作業面積	1.78 ha	
伐採	1,385 本	伐倒、造材、集材
森林作業道開設	847 m	W=2.5m
植栽 (植栽木:少花粉スギコンテナ苗)	3,738 本	2,100 本／ha
獣害柵設置	675 m	H=1.8m

## 第3 立木の取り扱い及び伐採

1. 伐採は別添図面の区域内において行うこと。
2. 伐採に当たっては、主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に基づき、適切に実施すること。
3. 伐採においては、かかり木とならないよう注意すること。
4. 伐採木は原則全て搬出し、搬出木は、適切に採材することとし、搬出作業により区域外の立木を傷つけないよう充分注意すること。

## 第4 作業道開設

1. 森林作業道の開設については、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林第152号京都府農林水産部長通知）に基づき、適切に実施すること。
2. 森林作業道の開設に当たっては、計画平面図を作成し、着手前に担当職員に協議すること。

## 第5 植栽

1. 植栽する苗木は少花粉スギコンテナ苗とする。所定の規格を有し、発育が健全で組織が充実し、根の発育が良く、病虫害や外傷のないものを使用する。
2. 苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等による枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。
3. 苗木の運搬の際は、苗木が乾燥または損傷しないように注意する。
4. コンテナ苗の保管については、高温・乾燥環境や直射日光を避け、また酸欠が起きることがないよう半日陰で通気性のある場所に保管すること。また、地面に直置きすることは避け、シート等の上に置くこと。
5. コンテナ苗の植付けについては、枯損しないよう配慮しつつ、「コンテナ苗育苗・植栽マニュアル」（森林総合研究所作成）等を参考に作業効率にも意識し植栽を行うこと。
6. 植付け方法は、原則として正方形植えとし、苗間及び列間の水平距離を測り、規則正しい並びで行う。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があって植え難い場合は、その近傍に若干移動させて植え付けるものとする。
7. 日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
8. 気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、担当職員に報告しなければならない。

## 第6 獣害柵設置

1. 使用するネットは、幅1.8m以上でメッシュは10cm以下のものとし、ステンレス線入り又はステンレス線入りと同等の強度を有するものとすること。
2. 支柱（立木を活用する場合は立木）の間隔は4m以下とし、防護柵全体が自立するように施行すること。
3. シカ等の飛び越えによる侵入を抑制するため、ネットのたるみが生じないように施行し、使用するネット幅と同等程度の高さを確保すること。
4. ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかりと固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。
5. そのほか、別添防護柵基礎図に記載の仕様と同等以上の施工とすること。

## 第7 写真管理基準

1. この基準は、本業務の実施に際して行う写真による管理を示したものである。
2. 作業写真の種類は以下のとおりとする。

### ア 作業着手前の写真

　　全景、主要部分の写真

### イ 作業実施中の写真

　　作業終了後には実施状況や出来形数量等が確認できない部分を中心に作業状況を写真撮影する。

　　伐採木の搬出状況及び必要に応じて集積場所におけるはい積状況等を写真

撮影する。

ウ 作業完了後の写真

　全景・主要部分の写真

エ 完成写真

　植栽については、林相ごとに 1 箇所以上の標準地（任意の箇所 10m × 10m 又は半径 4 m の相接する 2 つの円を設定）を設定し、植栽樹種、植栽本数、haあたり植栽本数を記入した黒板とともに写真撮影し管理する。

3. 撮影要領は以下のとおりとする。

ア 撮影する写真は、デジタルデータを写真帳台紙に E サイズでカラープリントすること。

イ つなぎ写真や組写真のほうがよくわかるものはつなぎ・組写真とすること。

ウ 作業着手前、作業完了後の写真は、原則定点撮影すること。

エ 撮影に当たっては、撮影日が記録されるよう設定の上、次の項目を記載した黒板を被写体とともに写し込むこと。

① 業務名

② 事業地名

③ 内容

④ その他必要事項（樹種・林齡・面積等の事業地概要、作業着手前・作業実施中・作業完了後の写真の種別 等）

⑤ 作業完了後の年月日（作業完了後の写真のみ）

オ 木材の搬出については、搬出状況、集積場所におけるはい積み状況等を撮影すること。

4. 写真帳の整理及び提出部数は以下のとおりとする。

ア 写真は、順序よく写真帳に整理すること。

イ 写真帳は、事業完了時に 1 部を提出すること。また、担当職員の請求があれば隨時提示すること。

## 第8 成果品の引渡

1. 成果品一式は成果品一覧とともに履行期日までに提出し、発注者の指定する日に完成検査を受けなければならない。なお、成果品は以下のとおりとする。

- ・実施数量一覧表(出来形数量を証明される資料（出来形図面及び測量結果等）も併せて提出)
- ・写真帳及び写真データ
- ・品質証明書類(指定植栽樹種・獣害柵材料の品質を証明する資料)
- ・搬出材量証明書類(全搬出材量を整理し、伝票(写)を併せて提出すること。)

委託業務着手届

令和 年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

下記のとおり着手したので届け出ます。

記

業務名	主伐・再造林一貫作業実施業務(古和田事業地)
業務箇所及び数量	府有林古和田事業地(綾部市) 主伐・再造林一貫作業 1.78ha
契約年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
着手年月日	令和 年 月 日

別記第2号様式

経費内訳書及び工程表の提出について

令和 年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

上記のことについて別紙のとおり提出します。

業務名 主伐・再造林一貫作業実施業務(古和田事業地)

業務箇所 府有林古和田事業地(綾部市)

契約年月日 令和 年 月 日

契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

## 別紙様式 1

## 経費内訳書

(金額単位：円)

区分	経費区分	積算区分	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
① 実行経費	A 伐採経費(造材、集材含む)	直接経費						
		間接経費	共通仮設費					
			現場監督費					
			社会保険料等					
			計					
	B 作業道開設経費	直接経費						
		間接経費	共通仮設費					
			現場監督費					
			社会保険料等					
			計					
	C 植栽・獣害柵設置経費	直接経費						
		間接経費	共通仮設費					
			現場監督費					
			社会保険料等					
			計					
② 立木評価額	合計(A+B+C)							
	消費税相当額							
	実行経費 総合計							
	立木価格(税抜き)							
① - ②	消費税相当額							
	立木評価額							

注1 第3号様式の完了報告書に添付する場合は、本様式を「経費実績内訳書」に改め、業務実績資料を添付すること。

別紙様式 2

## 工 程 表

別記第3号様式

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

下記のとおり委託業務を完了したので報告します。

記

業務名	主伐・再造林一貫作業実施業務(古和田事業地)
契約年月日	令和 年 月 日
業務箇所及び業務量	府有林古和田事業地(綾部市) 主伐・再造林一貫作業 1.78ha
委託料金額	
委託料実績内訳書	別紙のとおり(※)
契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
業務実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完了年月日	令和 年 月 日

※ 別記第2号様式の別紙様式1を「経費実績内訳書」に改め、業務実績資料を添付すること。